

No.	案の項目			意見要旨	市の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目/分野	ページ		
1	1_1 地域特性と社会状況	1_1 市の歴史とまちづくりの取組み	1-5	1-5ページの(3)住宅都市について、緑が多いと感じることと緑が多いことは別なので、緑被率と緑視率は分けて考えるべき。市は緑被率と緑視率で二つの目標値を持っているということが分かるようになっての方が良い。	ご意見を踏まえ、参-11の緑視率の用語解説を「樹木・草地・壁面緑化・プランターの緑を対象とし、ある地点における「見た目」の緑の割合。25%以上で「緑が多い」と感じるとされる。本市では、緑の量の指標である緑被率とともに緑視率を豊かな緑の指標の一つとして捉えている。」に修正しました。
2	1_1 地域特性と社会状況	2_1 市の都市構造に関わる状況	1-12	1-12ページの第2段落3行目の「…にあります」と「令和4年…」の間に、「雑木林ではナラ枯れが広がり、適切な保全方法が求められています」を追記してほしい。	ご意見を踏まえ、6-20ページを「境山野緑地は、安全・安心の視点から危険木の伐採や虫害対策などを行うとともに、緑の基本計画に基づき、まとまった雑木林を将来に引き継ぐための保全方法を様々な視点から検討します。」に修正しました。
3	1_1 地域特性と社会状況	2_1 市の都市構造に関わる状況	1-12	概要版の第1章 地域特性と社会状況の記載について、「農地・屋敷林等の緑が残り、」を「農地や屋敷林、雑木林等の緑が残り、」と修正してほしい。	ご意見を踏まえ、「農地や屋敷林、雑木林等の緑が残り～」と修正しました。
4	1_1 地域特性と社会状況	2_1 市の都市構造に関わる状況	1-12	概要版3ページの1(3)1番目の項目:「農地・屋敷林等の緑が残り」を「農地や屋敷林、雑木林等の緑が残り」に修正してほしい。	No. 3の回答をご参照ください。
5	1_1 地域特性と社会状況	2_1 市の都市構造に関わる状況	1-12	概要版3 ページ1番目の項目の「農地・屋敷林等の緑…」を「農地や屋敷林、雑木林等の緑…」に修正してほしい。	No. 3の回答をご参照ください。
6	1_1 地域特性と社会状況	2_1 市の都市構造に関わる状況	1-13	1-13ページ「(6)景観」において、まちの景観を悪化させている民間施設についても問題として取り上げるべきである。「景観」は公共空間だけでなく民間の建物や構造物、屋外広告物や植栽等もその対象としていくべきものである。景観向上に向け、屋外広告物に対して市として取り組めるソフト面の仕組みはあるはずである。	景観に関する状況として、1-13ページに「景観ガイドラインを策定し、平成29年7月からまちづくり条例を活用した運用を開始しました。」と記載しています。景観ガイドラインでは、市が行うことその他、市民や開発事業者による取組みや屋外広告物などの工作物の景観誘導について記載しています。引き続き、景観ガイドラインに沿った取組みを進めていきます。
7	1_1 地域特性と社会状況	3_1 市をとりまく社会状況	1-16	気候変動は差し迫った危機であり、喫緊の課題である。武蔵野市も「2050年ゼロカーボンシティ宣言」をしており、都市計画でもすべての項目で気候変動対策の視点を持つことが必要である。新規公共建築物のZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化、既存施設の断熱改修、太陽光パネルの設置、再生電力の導入なども都市計画に盛り込んでほしい。また、ごみのたい肥化や市民の間のモノのシェアなどを広め、循環型の都市を実現してほしい。	気候変動について、1-16ページに「地球温暖化やそれに伴う気候変動が深刻さを増す中で、令和2年10月に国は2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。このことを受けて、温暖化を抑制する「緩和策」をより一層推進するとともに、温暖化の中を豊かに生きていくための「適応策」もあわせて取り組むことが求められています。」と記載しており、本プランにおいても必要な視点として捉えています。また、5-16ページに「家庭、事業者等から排出されるごみについて、ごみの発生を抑制(リデュース)しながら、資源として活用できるものは再利用(リユース)や再資源化(リサイクル)をしていくことで、ごみや資源の循環利用を推進します。」と記載しており、引き続き、環境に配慮した取り組みを推進していきます。令和3年4月に公表した第五期環境基本計画でも取組みを記載しているのでご参照ください。



No.	案の項目			意見要旨	市の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目/分野	ページ		
13	2_市民が描く未来像	1_市民が描く未来像	2-6	生体販売のペットショップが多すぎる。ペットショップが優良店でも、ブリーダーが劣悪な環境でペットファーム化している例もある。一番の解決策は元から絶つ「生体販売の禁止」にあると思う。 武蔵野市が掲げる「成熟した都市」「旅行者が滞在したくなる街」を実現するには、日本に先駆け、ペットショップの生体販売規制をすべきである。 ペットを飼っている人の多い武蔵野市、そしてお子さん、学校の多い武蔵野市だからこそ子供や未来に恥じない方向を示していく必要がある。	第六期長期計画に基づき、ペット（愛護動物）の生命を尊重し、適切な飼い方指導や虐待防止の相談等について、関係機関と協力して取り組んでいきます。
14	2_市民が描く未来像	1_市民が描く未来像	2-6	吉祥寺駅周辺では、副流煙に脅かされ、息を止めなければ歩くことができないことが多々ある。 喫煙場所と非喫煙者を完全に分離し、お年寄り、子供、喘息持ちの人、煙が嫌いな人・苦手な人が、息を止めて生活しなくてもよい、息を吸う自由のある都市環境となることを望む。 罰則付きの条例整備が必要ではないか。	駅前周辺における喫煙や路上の衛生問題への対策は必要と認識しており、施設の整備などにより引き続きまちの美化に努めます。
15	2_市民が描く未来像	1_市民が描く未来像	2-7	吉祥寺駅南口、ヨドバシ裏エリアでは、幾度となく性風俗のキャッチに声をかけられるため、当該エリアを避けて生活している。 大人だけでなく、子供たちも駅やバスを利用するために通行せざるを得ない場所であり、このような街が、安心して暮らせる成熟都市と言えるのだろうか。 宣伝は、店舗の前で立ち止まって行うことに限定するとか、個人に話しかけて勧誘を行ってはいけないとか、都市としてのルール整備が必要ではないか。	吉祥寺駅周辺地域の違法な客引き・スカウト等について、6-6ページに「日中から夜間のパトロールに加え、深夜から明け方にかけて「吉祥寺ミッドナイトパトロール」を実施しています。引き続き、「ブルーキャップ」「ホワイトイーグル」の3隊が連携し、吉祥寺地域の24時間体制の防犯パトロールを実施します。」と記載しています。特に、迷惑なつきまとい勧誘行為を行う者に対しては、ブルーキャップによる指導・警告等を実施しています。引き続き、市民や来街者の安心感の向上に努めていきます。
16	2_市民が描く未来像	1_市民が描く未来像	2-10	2-10,11ページの図中にある公園緑地名について、井の頭公園を井の頭恩賜公園、中央公園を武蔵野中央公園、山野緑地を境山野緑地にしてほしい。	ご意見を踏まえ、記載をそれぞれ修正しました。
17	3_まちの将来像	2_まちの将来像		将来像の図は市民等の誤解を招く可能性が高いため差替えてもらいたい。 図の差替えが難しい場合、「この将来像の図は、策定に参加した市民等の様々な自由意見に基づき、市が起用したイラストレーターが作成した高度な挿絵です。武蔵野市のまちづくりビジョンや方針、計画等は、これらの図に基づくのではなく、都市マス2021の本文に記した内容に基づくものです」という注意書きを追記してほしい。	将来像について、3-3ページに「まちの将来像は、「都市の課題や求められているもの」と「市民が描く未来像」から構成される目指すべき20年後の“将来のまちの姿”です。まちの将来像を広く周知し、まちづくりに関わる市民・事業者等と市で共有するビジョンとします。」と記載しています。ご意見を踏まえ、3-3ページに「なお、まちの将来像は20年後のまちの姿を共有するために描いたイメージ図であり、特定のまちを描写したものではありません。」を追記しました。

市民意見集計表

【令和3年7月27日～8月10日実施】

下線部は修正箇所

u003cbru003e

No.	案の項目			意見要旨	市の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目/分野	ページ		
18	3_まちの将来像	2_まちの将来像	3-4	3-4ページ「(1)まちの将来像1(駅周辺の魅力・活力について)」には「屋外広告物類」が全く描かれていない。将来像のように屋外広告物がなくなる過程には、必要な計画及び手続き、事業等があることを記述をすべきである。一方で、看板類の無い中心市街地は、やや殺風景になるため統一されたパナーやハンギングバスケット等で彩を添えるべきである。	将来像は現状にとらわれすぎることなく、目指すべき将来のイメージを描いています。なお、まちの将来像1のイラストに袖看板などの広告物は描かれていますが、ご意見を踏まえ、調和のとれた屋上看板等を描きました。
19	3_まちの将来像	2_まちの将来像	3-4	3-4ページで描かれるビルのデザインも、趣や重厚感のあるデザインにしてほしい。	ご意見として承ります。
20	3_まちの将来像	2_まちの将来像	3-4	3-4ページで描かれる中層ビルのすぐ前に、それより低いシンボルツリーを置くのはいかがなものか。手前の広場中央部にこそシンボルツリーを配置すべきで、奥のビルの手前にはビルと一体化したデザインの公開空地の広場と噴水を配置すべきである。	ご意見を踏まえ、イラストを修正しました。
21	3_まちの将来像	2_まちの将来像	3-4	3-4ページで描かれるビルの中高層階の壁面緑化は、維持管理の難しさや視覚効果を考えるとあり得ない手法だと思ふ。また、駅舎の壁面緑化は鳥を這わせただけの方が自然性が感じられるのではないか。	ご意見を踏まえ、イラストを修正しました。
22	3_まちの将来像	2_まちの将来像	3-4	将来像自体が計画ならば、現状を描写して描き直した方が良いのではないか。イメージ図ならば、正面のビルは緑化した部分を消して空を大きくみせるべき。駅前の広場やプレイロツトは専門的にはいかがなものか。また、3-6ページに描かれるプレハブ風の住宅や貧相な外構部緑化の住宅街は美しくなく、住みたいとは思わない。せめて、角地住宅だけは立派にデザインすべきでは。	市民や事業者と本市のビジョンを共有するため、言葉とイラストで「駅周辺」と「住宅地」等の将来像を示しています。市内の個別具体的な場所を描いているわけではありません。
23	3_まちの将来像	2_まちの将来像	3-6	3-6ページのイラストに可動式ポールのようなものが描かれているが、この施設による安全対策を明記してほしい。理解が違うのであれば、イラストを修正してほしい。	イラストについて、3-7ページに「交通システムなどにより、街区内に目的地のある自動車のみが生活道路を通行でき、誰もが安心して暮らせる住宅地となっています。」と記載しており、可動式のポラードを一例として、交通システムや新しい技術を活用しながら、街区内の交通量を抑制していくイメージを表しています。ご意見を踏まえ、イラストを修正しました。
24	3_まちの将来像	2_まちの将来像	3-6	「ガレージなど住宅地のオープンスペースが活用され、地域の交流が育まれている」とあるが、車が停めてある車庫が1箇所しかない。車の無い家がほとんどという住宅地や家が20年後の姿なのだろうか。	No. 18、22の回答をご参照ください。
25	3_まちの将来像	2_まちの将来像	3-6	維持管理上のことや消防や救急などの緊急時のことを考慮すると、住宅地内の歩車分離のために車止めを設置するべきなのか疑問である。	No. 23の回答をご参照ください。

No.	案の項目			意見要旨	市の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目/分野	ページ		
26	3_まちの将来像	2_まちの将来像	3-6	潤いを感じさせる河川と住宅地を幹線道路で分断すべきでないのでは。	ご意見として承ります。
27	3_まちの将来像	2_まちの将来像	3-6	住宅地の将来像は、現実の街並みを描写した上で作成した方が良い。神社の様な将来的に変わらないものは、社叢林のボリュームのみを描き、鳥居などを描く必要はない。	No. 18、22の回答をご参照ください。
28	3_まちの将来像	2_まちの将来像	3-8	3-8ページの幹線道路沿いにある河川は「⑤親しみの感じられる景観」とは評価できないのではないかと。	ご意見を踏まえ、イラストを修正しました。
29	3_まちの将来像	2_まちの将来像	3-8	「④居心地の良い緑道」は居心地が良いとは思えないため、緑陰と花壇を入れるべきである。	ご意見を踏まえ、イラストを修正しました。
30	3_まちの将来像	2_まちの将来像	3-8他	3-8ページ①～⑧に加え、「⑨樹林地の保全（あるいは緑地の保全、自然環境の保全など）」を追記し、その説明として3-9ページに「⑨自然に親しめる環境として樹林地（あるいは緑地）が適切に保全されている」と追記してほしい。	樹林地の保全について、3-7ページに「樹林地が保全され、住み心地が良い空間で自然に親しんでいる」と描いています。
31	3_まちの将来像	3_まちづくり活動の展開と支援	3-11	3-11ページの図中の「住民」を「市民」に替え、例示に「在勤・在学者」を加えてほしい。	ご意見を踏まえ、3-11ページの記載を修正しました。
32	3_まちの将来像	3_まちづくり活動の展開と支援	3-11	3-11ページの図面について、タイトルが「市民…」であるため、図内の「住民」という記載も「市民」と修正すべき。	No. 31の回答をご参照ください。
33	4_目指すべき都市構造	3_都市構造に関する基本的な方針	4-4	三鷹駅北口に接続する中央大通りと桜通りに挟まれた街区は、低未利用地が多くなっています。人通りが少なく、賑わいが乏しい空間となっている為、駅前広場の拡充や道路の再整備といった都市基盤の整備に併せて、都市開発諸制度の活用も含めた街づくりの検討をすべきである。	中央地域の低未利用地について、6-13ページに「駅前広場に隣接し低利用地の多い地区においては、土地利用の転換が想定されるため、開発動向を注視し、駅前らしい高度利用による環境空間の確保や緑化、中間領域とその運用などの規制や誘導について検討します。」と記載しています。引き続き、土地利用の転換に備えた対応を検討していきます。
34	4_目指すべき都市構造	3_都市構造に関する基本的な方針	4-4	桜通りの歩行者空間を充実させ、桜通りと駅前広場とが接続する箇所にはオープンスペースをつくる等、人々が充実し心地よく過ごせる空間を創出することで、さらに駅前の魅力が増すと考える。	桜通りについて、6-14ページに「補助幹線道路整備後の駅周辺の新たな交通体系を構築し、中央大通り(3・3・18)や桜通り(3・4・7)、中町新道(3・5・5)、文化会館通りの道路空間を再配分することにより歩行空間の充実を図ります。」と記載しています。引き続き、歩行者を重視した道路の形成を図っていきます。

No.	案の項目			意見要旨	市の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目/分野	ページ		
35	4_目指すべき都市構造	3_都市構造に関する基本的な方針	4-4	4-4ページ「(1)3駅周辺の魅力・活力を向上するまちづくり」の「まちの更新と培ってきた魅力の継承」において、都市整備の基本要件である「美的環境の創出」が欠落しているため、「街の成熟化に向けて、武蔵野市らしさに結び付く美しく趣のある中心市街地の形成を図ります。」を追記すべき。	中心市街地の景観について、3-9ページに「落ち着いた風格のある商業地域の街並みが形成されている」、4-4ページに「地区計画などにより回遊性や界限性を踏まえた地域のビジョンやルールを作り、建物規模や道路と沿道建物の設えなど一定のまとまりのある地域に応じた街並みを誘導します。」と記載しています。引き続き、地域のビジョンやルール作りを促進し、まとまりのある街並みの形成を進めていきます。
36	4_目指すべき都市構造	3_都市構造に関する基本的な方針	4-5	街並みには小金井公園などの大きな公園緑地も含まれると思われるため、4-5ページの右下枠内にある「緑豊かな街並み」のあとに「や自然環境」という言葉を挿入してほしい。もしくは、巻末の用語解説で「街並みには大規模公園緑地等を含む」旨の説明をしてほしい。	4-5ページの記載は、住環境の優れた地区(住宅地)に関する記述のため、現在の記載とします。
37	4_目指すべき都市構造	3_都市構造に関する基本的な方針	4-5	「道路空間の再分配などにより拡充された歩行者空間を有する歩行者中心の道路整備を行うこと」といった新たな記載や、「車道を狭めて歩道を広げるなど、歩行者空間を拡充し、歩きたくなるまちなかや滞留しやすい空間の創出を目指します」と定めた、その方向性は評価したい。	引き続き、ウォーカブルなまちづくりを進めていきます。
38	4_目指すべき都市構造	3_都市構造に関する基本的な方針	4-6	特定緊急輸送道路に井の頭通りと三鷹通りが指定されているが、震災により三鷹通りの中央線をくぐるアンダーパスが破壊されると井の頭通りに接続できなくなるため、吉祥寺通りを特定緊急輸送道路として指定するよう東京都に働きかけてほしい。	特定緊急輸送道路は、緊急輸送道路のうち、特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要があり、東京都の条例により指定された道路です。主要な防災拠点などを結ぶ道路や他県からの緊急物資や救援活動の受入れのための主要な道路、市庁舎との連絡に必要な道路など、必要に応じて指定されているものと捉えています。
39	5_分野別まちづくりの方針	1_土地利用	5-4	5-4ページの良質な緑の創出について、どのような緑が良質なのか、良い悪いの判断基準がわからない。	緑について、5-4ページに「緑豊かで良好な街並みの維持・創出に向け、緑化地域の導入などについて研究する他、武蔵野市緑化に関する指導要綱の指導基準の見直しや商業・業務地における屋上や壁面緑化等の誘導方策について検討し、一層充実した緑化を促進します。」と記載しています。引き続き、緑の質について検討し、その質の高い緑を誘導できるよう見直しを行っていきます。また、本市では、緑の量の指標である緑被率とともに緑視率を良質な緑の指標の一つとして捉えています。
40	5_分野別まちづくりの方針	1_土地利用	5-4	民有地の緑について、道路にあふれるほどに育った樹木が伐採され、ガーデニング品種が植えられるのは寂しく、武蔵野市らしさが失われている。土地取引や建て替えの際、既存樹木の残置をより強く誘導する対策をしてほしい。	民有地の緑について、5-15ページに「保存樹木など地域のシンボルとなる民有地の緑を保全するため、支援策や保全制度の拡充を検討します。」と記載しています。大切に育まれてきた大木や樹林地を地域の緑として認識を高め、保全について地域でサポートする取組みを検討していきます。

No.	案の項目			意見要旨	市の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目/分野	ページ		
41	5_分野別まちづくりの方針	1_土地利用	5-5	三鷹駅北口の交通体系の再編や駅前広場空間の整備と併せて、緊急輸送道路（中央大通り）沿道の建替えや帰宅困難者受け入れのための一時滞在施設の整備等、都市防災機能の向上を図っていくべき。	中央地域の震災への備えについて、6-15ページに「三鷹通り（3・5・19）や井ノ頭通り（3・4・3）などの特定緊急輸送道路の沿道建築物については、引き続き耐震化の啓発や助成、アドバイザー派遣などの総合的な支援等により早期の耐震化を促します。」また、5-20ページに「公園緑地や道路、民有地の公開空地などは、平常時にはゆとりあるオープンスペースとして活用しつつ、災害時には暫定的・仮設的な利用ができる、柔軟で余力を備えた都市空間と捉え、形成を図ります。」と記載しています。引き続き、都市防災機能の向上を図っていきます。
42	5_分野別まちづくりの方針	2_住環境・コミュニティ・防犯	5-8	5-8ページの[3]の最終項目「…施設のバリアフリー化を進める」のあとに「とともに、利用者向けのWi-Fi環境の整備に力を入れる」を追記してほしい。	コミュニティセンターに利用者向けWi-Fi環境を整備できるよう現在検討しています。
43	5_分野別まちづくりの方針	2_住環境・コミュニティ・防犯	5-8	住宅地の無電柱化は、質の高い住環境を形成する。開発行為の際の無電柱化の促進を入れてほしい。	無電柱化について、3-9ページの将来像3に「誰もが良好な住環境で安心して住み続けられ、無電柱化やバリアフリー整備、心のバリアフリーにより障壁を感じず移動しています。」と描いています。また、東京都では安全で快適な都市づくりに向け、宅地開発に伴う無電柱化を進めています。引き続き、様々な機会を捉え良好な住環境の形成を目指していきます。
44	5_分野別まちづくりの方針	2_住環境・コミュニティ・防犯	5-8	公園緑地などの都市基盤施設や公共施設において、障害のある子とその家族も利用しやすい環境を整えていく事を明記してほしい。	公共施設等の利用について、5-8ページに「コミュニティセンターが地域に開かれた公共空間として幅広い世代に活用されるよう、施設のバリアフリー化を進めるなど利便性の向上を図ります」、5-23ページに「文化施設やオープンスペースの利活用等、都市空間の活用を進める中で、感性を豊かにし、芸術文化に誰もが等しく触れることができる機会と環境づくりを検討します。」と記載しています。引き続き、誰もが利用しやすい環境づくりに努めていきます。
45	5_分野別まちづくりの方針	2_住環境・コミュニティ・防犯	5-8	「インクルーシブ公園」の整備を武蔵野市内でも進めてほしい。また、公園入り口にある車止め柵の形状をユニバーサルデザインにしてほしい。	バリアフリー基本構想に基づき、適切にバリアフリー化を推進していきます。
46	5_分野別まちづくりの方針	3_道路・交通	5-9他	5-9、5-11ページに記載されている歩行者の安全対策に加え、さらにガードレール設置や歩道整備などの物理的な対策が必要ではないか。	歩道整備について、5-11ページに「都市計画道路などの拡幅にあたっては、車イスを利用する人などに配慮した歩道の新設・拡幅や段差解消を推進します。」「通学路をはじめとした高い安全性が求められる経路について地域の実情に即した交通安全施設等の整備を推進します。」と記載しています。引き続き、誰もが安全・安心に移動できる環境整備を進めていきます。
47	5_分野別まちづくりの方針	3_道路・交通	5-10	5-10ページの方針図について、吉祥寺駅周辺の「街の魅力を引き出す歩行空間の創出」を図るエリアに、ウエストエリアが入っていない。吉祥寺地域の地域別まちづくりの方針や吉祥寺グランドデザインの記載を踏まえ、範囲を広げたほうがよい。	ご意見を踏まえ、方針図を修正しました。



No.	案の項目			意見要旨	市の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目/分野	ページ		
48	5.分野別まちづくりの方針	3.道路・交通	5-11	実態に合わない駐車場の附置義務は、建物の更新を阻害するだけでなく、街並みの連続性を損ない、賑わいやまちの活気の喪失につながる。規模のまとまった街区の共同化や拠点型の開発整備によって、駐車場の適正配置や、集約化を図ることができる。	駐車場の附置義務について、4-5ページに「商業地域の駐車場の附置義務については、建物の更新を阻害する要因になるだけでなく、駐車場の出入口が街並みの連続性を損なうため、柔軟な施設配置・集約化などに向けた検討を進めます。」と記載しています。引き続き、駐車場の適正配置・集約化などについて検討を進めていきます。
49	5.分野別まちづくりの方針	3.道路・交通	5-11	5-11ページの「バリアフリーに配慮したまちづくりの推進」を「すべての人が過ごしやすい、バリアフリーなまちづくりの推進」に修正してはどうか。	項目名として、記載内容を簡潔に示すため現在の記載とします。
50	5.分野別まちづくりの方針	3.道路・交通	5-11	「ユニバーサル社会」を「インクルーシブな社会」に修正してほしい。参-10ページもユニバーサル社会よりインクルーシブ社会の方が解説内容と合う。	ご意見として承ります。
51	5.分野別まちづくりの方針	3.道路・交通	5-12	武蔵野市は駅周辺に自転車で人が集まることで、経済圏ができている面もあると考えるが、歩道を走る自転車に対して、毎日のように危険を感じる。自転車に乗る人も、歩行者も、お互いに快適で危険を感じることなく通行できるような道路計画をお願いしたい。	自転車について、3-7ページ将来像2において「幹線道路が充実し、路線バスなどの地域公共交通が定時運行されるとともに、自転車走行空間と歩行空間が確保され、安全・快適に移動できます。」と描いています。また、5-12ページに「交通環境の変化や新たなニーズに対応した交通空間の見直し等の検討を行うとともに、道路全面改修などの機会にあわせ、道路空間の再配分や構造の見直し等により自転車走行空間の整備を推進し、自動車と自転車、歩行者の安全で秩序ある共存を図るための環境を整えます。」と記載しています。引き続き、歩行者も自転車も安全に利用できる環境整備を推進していきます。
52	5.分野別まちづくりの方針	3.道路・交通	5-12他	5-12ページの通過交通の抑制についての記述と、6-7ページの道路整備の事業のあり方についての検討は相反する内容ではないか。	どちらも道路ネットワークの整備と地域の安全性の向上について記載しています。合わせて、No. 82の回答をご参照ください。
53	5.分野別まちづくりの方針	4.緑・水・環境	5-14	5-14ページ「…傾向にあります」に続けて、「雑木林ではナラ枯れが広がり、防止策を講じています」を追記してほしい。	No. 2の回答をご参照ください。
54	5.分野別まちづくりの方針	4.緑・水・環境	5-15	5-15ページ【地域で育む緑の保全・創出・利活用】の項に、「ナラ枯れ対策を講じつつ 雑木林の若返り策を実施する」を追記してほしい。	No. 2の回答をご参照ください。
55	5.分野別まちづくりの方針	4.緑・水・環境	5-15	緑の定義には土の中も含まれるのか。土の保全もした方がいいのではないか。	緑の定義について、緑の基本計画2019では「樹木や草花などの植物に限らず生息する動物や昆虫などの生物も含むものとする。」と記載しており、緑を広く捉えています。
56	5.分野別まちづくりの方針	4.緑・水・環境	5-15	緑の管理については、一面から考えないで、安全性・生態系・生物多様性・景観など総合的に考えるのがいい。	緑については、本プランにおいても分野をまたぎ総合的に捉えています。



No.	案の項目			意見要旨	市の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目/分野	ページ		
57	5_分野別まちづくりの方針	4_緑・水・環境	5-15	農地保全のための施策を総合的に考え、農地の保全が難しい要因研究と対策を考えてほしい。	農地について、5-14ページに「相続税の負担や農業の担い手不足などにより減少傾向にあります。」「都市農地はこれまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」として、位置付けが大きく転換されました。本市の農地の多くは生産緑地地区に指定されており、その多くが令和4年に指定から30年を迎えます。生産緑地の買取申出を経て宅地化が可能となりますが、9割以上の生産緑地地区では、農業従事者の同意により、行為制限を10年間延長する特定生産緑地に指定され、引き続き農地が保全される見込みです。」と記載しています。引き続き、営農の観点なども踏まえ農地の保全について検討していきます。
58	5_分野別まちづくりの方針	4_緑・水・環境	5-15	市内でもナラ枯れが広がっている。樹木管理は最終的な伐採方法まで考えなければならない。安全性や生態系なども含めサステナブルな樹木管理を総合的にデザインしてはどうか。	樹木について、3-7ページに「これまで大切に守り育ててきた地域の自然が維持されるとともに、農地や住宅地の緑が適切に保全・創出され、質の高い緑の空間が充実しています。」と描いています。また、6-20ページに「境山野緑地は安全・安心の視点から危険木の伐採などを行うとともに、緑の基本計画に基づき、まとまった雑木林を将来に引き継ぐための保全方法を様々な視点から検討します。」と記載しています。引き続き、持続可能な樹木管理について検討していきます。なお、ナラ枯れについては、トラップの設置、薬剤注入、燻蒸処理などの対策を行っています。
59	5_分野別まちづくりの方針	4_緑・水・環境	5-15	5-15ページの[2]緑と水のネットワークの記述について、柔軟な活用とは何か具体的な記載をしてほしい。	公園の柔軟な活用について、4-6ページに「公園緑地や水辺などのオープンスペースの活用を促進し、オープンスペースの規模に応じたマルシェや移動販売などの身近な民間サービスの提供や地域活動が行われる充実したまちを目指します。」と記載しています。引き続き、地域と連携し多様なニーズに応える活用を目指していきます。
60	5_分野別まちづくりの方針	4_緑・水・環境	5-15	5-15 ページ(3)[1]に「雑木林のナラ枯れの防止策をさらに強化するとともに、貴重な雑木林を将来へと引き継ぐ方法を検討します」を追記してほしい。	No. 2の回答をご参照ください。
61	5_分野別まちづくりの方針	4_緑・水・環境	5-15	市ではナラ枯れ対策を徹底してもらっているが、対応が追い付かない勢いであるため、5-15ページの(3)[1]8番目の項目として「雑木林の消失を促すナラ枯れ対策を強化し、長期的な視野にたつて順次、若返りを進めます。」を追記してほしい。	No. 2の回答をご参照ください。
62	5_分野別まちづくりの方針	4_緑・水・環境	5-15	市ではナラ枯れ対策を進めているが、武蔵野の雑木林の消滅が危惧されるため、5-15ページの(3)[1]に、「雑木林の衰弱を促すナラ枯れ等の被害への対策を強化し、若返り等によって貴重な雑木林を将来へと引き継いでいきます。」を追記してほしい。	No. 2の回答をご参照ください。
63	5_分野別まちづくりの方針	4_緑・水・環境	5-15	5-15 ページの(3)[1]に、「市内に残っている貴重な雑木林をナラ枯れの被害から守るために、適時適切な対策を講じます。」を追記してほしい。	No. 2の回答をご参照ください。

No.	案の項目			意見要旨	市の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目/分野	ページ		
64	5_分野別まちづくりの方針	4_緑・水・環境	5-15	SDGsを考え地球温暖化対策の一つとして要望する。 身近な生活圏にたくさんの樹木（大木、中木。低木の常緑樹と落葉樹）や草花を植え、育て維持し動植物を守ってほしい。植物を増やすことで、生物が集まり、子どもたちの感性を豊かにする。樹木は大気汚染の緩和にもつながる。	身近な樹木について、5-4ページに、「緑豊かで良好な街並みの維持・創出に向け、緑化地域の導入などについて研究する他、武蔵野市緑化に関する指導要綱の指導基準の見直しや商業・業務地における屋上や壁面緑化等の誘導方策について検討し、一層充実した緑化を促進します。」、5-15ページに「市内に点在する公園緑地などの緑を水辺や街路樹などでつなぎ、武蔵野市生物多様性基本方針を踏まえ生物多様性にも配慮した、厚みのある緑と水のネットワークを形成します。」と記載しています。引き続き、市内の建築に対して質の高い緑を誘導できるよう指導基準の見直しを行い、身近な緑に配慮した取り組みを推進していきます。
65	5_分野別まちづくりの方針	4_緑・水・環境	5-15	駅前広場や街路、公園に植樹を行い、公園の健康な樹木は伐採しないでほしい。また、集合住宅は樹木の維持存続を行い、個人住宅には緑を育てる助成をしてほしい。学校の校庭・公園の土はコンクリートで覆わないでほしい。	緑の保全・創出について、3-5ページ将来像1において「連続した質の高い緑がまちの景観を形成し、居心地の良い通りを歩いている」ことや、3-7ページ将来像2において「これまで大切に守り育ててきた地域の自然が維持されるとともに、農地や住宅地の緑が適切に保全・創出され、質の高い緑の空間が充実しています。」ことを描いています。また、5-4ページに「緑豊かで良好な街並みの維持・創出に向け、緑化地域の導入などについて研究する他、武蔵野市緑化に関する指導要綱の指導基準の見直しや商業・業務地における屋上や壁面緑化等の誘導方策について検討し、一層充実した緑化を促進します。」、5-15ページに「保存樹木など地域のシンボルとなる民有地の緑を保全するため、支援策や保全制度の拡充を検討します。」と記載しています。引き続き、良質な緑の保全・創出に向けた取り組みを進めていきます。
66	5_分野別まちづくりの方針	4_緑・水・環境	5-15	市の郊外には畑が点在している。農業の保護をしてほしい。	農地について、5-4ページに「農地は、新鮮で安全な農産物の供給にとどまらず、緑地やオープンスペースとしての機能も有していることから、特定生産緑地の指定や農地の賃借をしやすくする「都市農地の賃借の円滑化に関する法律」の利用促進などにより農地を保全します。」と記載しています。引き続き、農地を保全する取り組みを進めていきます。
67	5_分野別まちづくりの方針	4_緑・水・環境	5-16	5-16ページの「緑・水・環境分野に関するまちづくり活動の事例『緑のボランティア団体』において、この紹介だけでなく、「これらの緑ボランティア団体との協働が今後も期待されます」といった今後への期待の一文を追記してほしい。	緑ボランティア団体については、緑・水・環境分野に関連するまちづくり活動の例として示しており、今後様々な地域で繰り広げられることが期待されることを記載しています。
68	5_分野別まちづくりの方針	4_緑・水・環境	5-16	5-16ページについて、快適で心地よい環境整備に向け、「市民による公共用地への花の整備への支援」や「中心市街地における潤い空間としての噴水や壁泉整備の検討」などの記述を追記すべき。	本プランは、目指すべき都市の姿や方向性を明らかにする大きなビジョンです。具体的な事業内容等については、今後、個別計画や関連計画などにおいて検討していきます。

No.	案の項目			意見要旨	市の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目/分野	ページ		
69	5_分野別まちづくりの方針	5_景観	5-17	5-17ページについて、「比較的地価の高い本市では、宅地の細分化による30～40坪の小規模宅地の住宅開発が進み、隣棟感覚が近く緑化スペースの少ない戸建て住宅の街並みが増加する可能性が高いため、まちづくり条例に基づく開発業者への景観誘導を進めます」程度のコメントは追記すべき。	景観の現状について、1-13ページに、「景観ガイドラインを策定し、平成29年7月からまちづくり条例を活用した運用を開始しました。協議する物件ごとに景観専門委員による景観検討会議を開催し、専門的知識や現場感覚をとりいれながら効果的に協議・誘導を行っています。」と記載しています。
70	5_分野別まちづくりの方針	5_景観	5-18	武蔵野市独自の文化を尊重し、個性と品格のある街並みとなることを期待する。	都市の課題や求められているものとして、1-21ページに「地域に暮らす人々のまちへの帰属意識が高く、愛着が持てるまちを目指すためには、地域が積み重ねてきた風土や文化などを丁寧に読み解きながらまちづくりを進める必要があります。今後は生活のあり方が変化し、地域の様態はこれまで以上に多様化、複雑化することが想定されることから、よりきめ細かな対応が求められています。」と記載しています。引き続き、地域の特性を生かしたまちづくりを進めていきます。
71	5_分野別まちづくりの方針	5_景観	5-18	5-18ページの「市民意識の醸成を促進し、景観に関する考え方が広く共有され、規制・誘導すべき内容が具体的になった場合は、景観行政団体への移行について検討します」という記載は、「将来の景観行政団体への移行に向けて、市民意識の醸成による景観に関する考え方の共有を促進し、規制・誘導すべき内容の具体化を進めます」に修正すべき。	地域特性を活かしたきめ細やかな景観形成を推進するには、地域住民が主体となった地区の特性やニーズに合わせたルール作りの取組みが必要です。地区ごとの景観ルールの策定を促進し、きめ細かな景観形成を進め、市民意識が醸成され規制・誘導すべき内容が具体的になった場合、市は景観行政団体への移行を検討します。
72	5_分野別まちづくりの方針	6_防災	5-19	無電柱化の記載は、5-11ページの歩行環境の向上や5-18ページの景観形成、5-23ページの商業・業務地などの道路にもあるが、無電柱化推進計画策定の目的は、防災機能のみではないため、ここでも「防災機能を一層強化するため、無電柱化をさらに推進します」との記載にとどめてはどうか。	無電柱化は様々な目的や効果があります。中でも、自然災害時における電柱倒壊・道路閉塞の防止、避難や救急活動の確保など、都市防災機能強化の視点があることから、現在の記載とします。
73	5_分野別まちづくりの方針	6_防災	5-20	5-20ページの「今後もウイルス感染症対策～「在宅避難」という考え方や事前の備えについて啓発を行います。」について賛同する。	引き続き、多様化する都市災害への対応を行っていきます。
74	5_分野別まちづくりの方針	6_防災	5-20	5-20ページに以下の文言を追記してほしい。 「[5]エネルギーの確保 ●災害時におけるエネルギーの確保については、電気、都市ガス、LPガス、再生可能エネルギーのほか、自立・分散型電源であるコージェネレーションシステム等の導入など様々なエネルギー源の特性等を踏まえて防災機能の充実を図ります。●災害時のみならず、通常時においても活用できるコージェネレーションシステムなどの自立分散型エネルギーの利用拡大によるエネルギー供給の多様化は、安定したエネルギーの確保と地球温暖化対策とを両立できる取組として重要と考えます。」	No. 12の回答をご参照ください。



市民意見集計表

【令和3年7月27日～8月10日実施】

下線部は修正箇所

u003cbru003e

No.	案の項目			意見要旨	市の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目/分野	ページ		
82	6_地域別まちづくりの方針	1_吉祥寺地域	6-7	成蹊通り(3・5・17)の未整備区間について、整備中止を検討していると読めるため、違うのであれば具体的な検討内容を明記してほしい。	成蹊通り(3・5・17)については、接続する練馬区内の道路が整備されなければ都市間ネットワークが形成されないため、6-7ページに「練馬区内の道路整備の状況等を注視し、事業のあり方について検討します。」と記載しています。
83	6_地域別まちづくりの方針	1_吉祥寺地域	6-7	6-7ページの「外環道路への対応」について、「大気質や地下水等の環境への影響」の後ろに「、不十分な地盤調査やシールドマシンの作動が原因と考えられる最近の陥没事故の他、生活道路に進入する通過車両の増加などについて、市民の不安や懸念を払拭していく必要があることから、」と追記してほしい。	東京外かく環状道路の工事について、6-7ページに「国などの事業者に対して、適時適切な情報共有と、事前・事後の調査の徹底など安全・安心の確保を要請していきます。」と記載しています。引き続き、事業者に対して市民の不安解消と工事の安全の確保を求めています。
84	6_地域別まちづくりの方針	1_吉祥寺地域	6-7	地域の将来像の図に、外郭環状線の2の計画が残っている。新しい住宅も多く建てられ、住宅地として維持されているため、そこを貫通する大道路は必要ない。「障害のある人も住み慣れたまちで暮らす」という一方で、住みにくい街にになってしまう矛盾の多い計画でなく、統一感のある将来計画を求める。	外郭環状線の2は、東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)において計画内容再検討路線として選定されており、計画の必要性や在り方などについて、広く意見を聴きながら検討を進め、都市計画に関する東京都の方針を取りまとめるとされています。本市としても、東京都が示している「検討のプロセス」に沿って検討が進められている地元との話し合いを注視するとともに、当該道路に係る沿線区市の動向も踏まえて、計画の必要性などを判断すべきと考えます。
85	6_地域別まちづくりの方針	1_吉祥寺地域	6-8	6-8ページの「商業・業務地の活気を維持しつつ魅力的な空間とするため、景観に配慮した街並みの形成を図ります」という記載は、「商業・業務地の活気を維持しつつ美しく魅力的な空間とするため、景観に配慮した街並みの形成や屋外広告物の誘導を図ります」に修正してもらいたい。	景観に配慮した街並みの形成には屋外広告物の景観誘導も含まれています。景観ガイドラインにも記載されているのでご参照ください。
86	6_地域別まちづくりの方針	1_吉祥寺地域	6-9	6-9ページの「地域の魅力を向上するまちづくり」の記述について、「空き店舗、空きテナントを活用したリノベーションによるまちの魅力向上を促進するとともに、公開空地や広場などのオープンスペースを様々な主体のアイデアや社会実験などを通じて活用し、オープンカフェなどの居心地の良い空間を創出します」に修正してもらいたい。	オープンカフェは様々な主体が取り組むアイデアの一つであるため、現在の記載とします。
87	6_地域別まちづくりの方針	2_中央地域		三鷹駅北口交通環境基本方針の策定に向けた考え方で示された課題と解決策を踏まえ、街区単位での共同化や高さ制限の緩和等、三鷹駅の玄関口にふさわしい駅前空間の創出のために、都市開発諸制度の活用も含め、整備手法の検討を行うべき。	都市開発諸制度について、5-4ページに「駅周辺の商業・業務地においては、業務施設や産業支援施設、文化交流施設等の都市機能を誘導・集積していくため、立地適正化計画や地域の実情に合った都市開発諸制度の活用などについて研究します。」と記載しています。引き続き、多摩地域の拠点として都市機能の誘導手法について検討していきます。
88	6_地域別まちづくりの方針	2_中央地域	6-11	6-11ページについて、「駅周辺の商業地域には、小さな書店や飲食店、雑貨店などの個性的な店舗が次第に増加し、中央地区固有のサブカルチャーが育ちつつある」を追記すべき。	ご意見を踏まえ、6-10ページを「あわせて整備された公開空地等を活用し、地域が主体となったマルシェが開催されるなど、新たな地域のにぎわいや、中央地域固有の街並みが創出されています。」と修正しました。

No.	案の項目			意見要旨	市の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目/分野	ページ		
89	6_地域別まちづくりの方針	2_中央地域	6-13	三鷹駅北口の中央大通り、桜通り、三鷹通りに囲まれた街区について、既存道路が狭く、現行建物と同一規模の建替えや高度利用が出来ないため、建物土地利用の更新が進んでいない。 駅前広場の拡充にあたっては、ターミナル駅の駅前広場に接続するに相応しいものとするため、建物更新を促す施策が必要である。	No. 33の回答をご参照ください。
90	6_地域別まちづくりの方針	2_中央地域	6-14	6-14ページに「補助幹線道路整備後の駅周辺の新たな交通体系を構築し」とあるが、その前提としての補助幹線道路整備についてはあまり触れられていないので、整備目的やどのように整備するのか等の記載した方が良い。	補助幹線道路の整備について、6-10ページに「駅前広場に進入する通過交通を迂回させるとともに沿道の高度利用を図るため、三鷹駅北口補助幹線道路の整備を進めており、平成27年には東側区間の整備が完了しました。」と記載しています。補助幹線道路整備後の取組みの実現に向け、引き続き道路整備を進めていきます。
91	6_地域別まちづくりの方針	2_中央地域	6-15	6-15ページ[5]景観に、「武蔵野タワーズの公開空地で定期的開催されるマルシェのように、駅周辺地区の公開空地などを地域のシンボル空間として有効に活用していく。」といった追記してほしい。	中央地域の活動について、6-15ページに「三鷹駅北口で活動している商店会などの地域団体や事業者等の連携を支援し、オープンスペースなどにおける積極的ににぎわいの取組みへとつなげます。また、にぎわい創出の取組みから、将来的には地域が主体となった、まちの管理運営に関わるエリアマネジメントの展開を目指します。」と記載しています。引き続き、オープンスペースの活用を促進していきます。
92	6_地域別まちづくりの方針	2_中央地域	6-15	三鷹通りの西側については日影規制が厳しく、現行の建物規模と同一の建替えが出来ない土地があり、建物更新の阻害要因となっている。また、緊急輸送道路に指定されており、防災上から観点からも三鷹通り沿道の建物更新を促す施策は重要である。	土地利用の考え方について、5-4ページに「用途地域を駅前の商業地から低層住宅地まで段階的に配置することで、市街地の大部分を占める住宅地の緑豊かな住環境を維持してきました。低層住宅地を中心に形成された「緑豊かな住宅都市」を武蔵野ブランドとして継承していくため、現在の用途地域を継続することを原則とします。」と記載しています。また、5-19ページに「緊急輸送道路の沿道建築物は、都と連携し耐震化に向けた検討を行うとともに、特定緊急輸送道路の沿道建築物については、耐震化の助成の他、合意形成や移転の問題に対する支援をさらに進めます。」と記載しています。引き続き、建築物の震災への備えを進めていきます。
93	6_地域別まちづくりの方針	3_武蔵境地域	6-15	6-20ページの[4]4番目の項目を「ナラ枯れが急速に進行する境山野緑地は、安全・安心の視点から危険木の伐採などを行うとともに、緑の基本計画の趣旨をふまえ、まとまった雑木林を将来に引き継ぐために若返りの方法を検討・実施します。」と修正してほしい。	No. 2の回答をご参照ください。
94	6_地域別まちづくりの方針	3_武蔵境地域	6-16	6-16ページの「日本獣医生命科学大学や亜細亜大学などの学生が…」という記載は、「日本獣医生命科学大学や亜細亜大学など市内外の5大学の学生が…」に修正すべき。	特定の大学に限らず、武蔵境地域に関わりのある学生を示すため、例示として市内の2つの大学を記載しています。
95	6_地域別まちづくりの方針	3_武蔵境地域	6-17	6-17ページ(1)に「境山野緑地の雑木林でナラ枯れの被害が急速に広がり、適切な対応策が求められています」を追記してほしい。	No. 2の回答をご参照ください。

No.	案の項目			意見要旨	市の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目/分野	ページ		
96	6_地域別まちづくりの方針	3_武蔵境地域	6-17	6-17ページの6番目の項目「…進んでいます。」のあとに「雑木林にはナラ枯れの被害が広がっています。」を追記してほしい。	No. 2の回答をご参照ください。
97	6_地域別まちづくりの方針	3_武蔵境地域	6-17	6-17ページ6番目の項目「…緑被率の低下が進んでいます。」のあとに、「大木化した雑木林にはナラ枯れが広がり、甚大な被害が発生しています。」を追記してほしい。	No. 2の回答をご参照ください。
98	6_地域別まちづくりの方針	3_武蔵境地域	6-20	6-20ページ[4]緑・水・環境「地域で育む緑の保全・創出・利活用」の4項目目、「境山野緑地は」と「安全・安心の…」の間に「ナラ枯れへの適切な対応策を講じるとともに、」を追記してほしい。	No. 2の回答をご参照ください。
99	6_地域別まちづくりの方針	3_武蔵境地域	6-20	概要版14ページ「4 緑・水・環境」の記載を、「都市農地の保全に努め、農と触れ合う機会を提供するとともに、まとまった雑木林を将来に引き継いでいく」に修正してほしい。	ご意見として承ります。
100	6_地域別まちづくりの方針	3_武蔵境地域	6-20	境公園の予定地で、残っている農地を今後も保存するとともに、すでに宅地になっている部分については現状維持を希望する。農地については、現在農業を営んでいる方の希望を配慮してほしい。農業を継続する意思がない場合、宅地や駐車場になってしまうことは避けて欲しいので、武蔵野市が農地を借りるか買い取る形で、拡張した農業ふれあい公園として管理してほしい。	境公園については、5-5ページに「未整備の大規模公園については、計画の縮小に向けた検討を進めます。検討にあたっては、単に計画を縮小するのではなく、生産緑地の買い取りや地区計画など、地域全体で緑・オープンスペースの確保・創出を目指します。」、6-20ページに「境公園(5・4・1)は、昭和16年に都市計画決定され、部分的に事業化されたものの、大部分が長期間事業化されていません。現在の種別に基づく配置標準を踏まえ、計画の縮小に向けた検討を進めます。」と記載しています。引き続き、緑やオープンスペースの確保等に配慮した計画の縮小を検討していきます。合わせて、No. 66の回答をご参照ください。
101	6_地域別まちづくりの方針	3_武蔵境地域	6-20	6-20ページの[4]緑・水・環境 地域で育む緑の保全・創出・利活用の記載について、「…まとまった雑木林を将来に引き継ぐための保全方法を様々な視点から検討します」を「…様々な視点から実行をめざします」に変更してほしい。通称「独歩の森」は古木への害虫被害が顕著であり、このまま悪化すれば伐採しなければならない。北側の皆伐による萌芽更新は成功したので、この経験を活かしてほしい。	No. 2の回答をご参照ください。
102	6_地域別まちづくりの方針	3_武蔵境地域	6-20	6-20ページの[4] 緑・水・環境-地域で育む緑の保全・創出・利活用の第4項を「境山野緑地は、近年都内に蔓延しているナラ枯れ対策(防除・伐採)を講ずるとともに若返り策を含めて 雑木林を将来に引き継ぐための方法を早急に検討します。」と修正してほしい。	No. 2の回答をご参照ください。



No.	案の項目			意見要旨	市の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目/分野	ページ		
103	6_地域別まちづくりの方針	3_武蔵境地域	6-20	6-20ページの案文を「市道74号線(3・4・27)については、周辺の交通状況等の変化や現在の利用状況を踏まえ、高架下部分を含めて歩行者中心の区画街路整備について検討します」に修正してほしい。	今後の道路空間を含めたオープンスペースの利活用や運用を見据え、歩行者中心の道路整備について市民と共に検討していきます。また、都市計画等の手法については必要に応じて適切に選択していきたいと考えています。
104	6_地域別まちづくりの方針	3_武蔵境地域	6-20	概要版14ページ「4 緑・水・環境」の記載を「都市農地の保全に努め、農と触れ合う機会を提供するとともに、まとまった雑木林を将来に引き継いでいく」に修正してほしい。	No. 99の回答をご参照ください。
105	6_地域別まちづくりの方針	3_武蔵境地域	6-20	6-20ページ[4]第4項目2行目の「…行くとともに、」と「緑の基本計画…」の間に「適切なナラ枯れ対策を講じ、」を追記し、4行目の「…の保全方法を」と「様々な…」の間に「若返り等の」を追記してほしい。	No. 2の回答をご参照ください。
106	6_地域別まちづくりの方針	3_武蔵境地域	6-20	6-20ページ[4]の第4項目に「大木化した境山野緑地の雑木林は、適切な更新により若返りを図り、安全・安心な雑木林にします。」を追記してほしい。	No. 2の回答をご参照ください。
107	6_地域別まちづくりの方針	3_武蔵境地域	6-20	6-20ページの[4]緑・水・環境について、「農地や雑木林等の緑、玉川上水などの水辺空間、及びそれら環境を基盤とした生物多様性や生態系ネットワーク」などの観点を記載してほしい。	生物多様性について、5-15ページに「市内に点在する公園緑地などの緑を水辺や街路樹などでつなぎ、武蔵野市生物多様性基本方針を踏まえ生物多様性にも配慮した、厚みのある緑と水のネットワークを形成します。」と記載しています。引き続き、生態系にも配慮した取組みを進めていきます。
108	6_地域別まちづくりの方針	3_武蔵境地域	6-20	6-20ページの「境山野緑地は…伐採などを行うとともに、」を「境山野緑地は老木化によるナラ枯れや危険木への対策の観点から若返りを図るとともに、」と修正してほしい。	No. 2の回答をご参照ください。
109	6_地域別まちづくりの方針	3_武蔵境地域	6-20	6-20ページの[4]緑・水・環境の記載に、「急速に広がっているナラ枯れ被害に対する対策としての若返り等を図り、」と記載を追記してほしい。	No. 2の回答をご参照ください。
110	※全体的な意見	-	-	原案より記述が増えてかなりわかりやすくなった。従来よりも市民や団体、事業者の意見がよく採り入れられ、適正かつ誠実な取り組みに基づき策定されたことや、緑の取扱いについて緑の基本計画よりも一歩進んだ表現になっていることを評価する。第4章 目指すべき都市構造や5章の「7 にぎわい・活力」の記述は、分かりやすくてとても良い記述になった。	引き続き、本プランを市民・事業者等と共有し、より良いまちとなるよう努めていきます。
111	※全体的な意見	-	-	本プランの地図等について、色覚障害をもつ人にも識別できるような工夫が必要である。	ご意見を踏まえ、カラーユニバーサルデザインに配慮した修正を行いました。
112	※全体的な意見	-	-	本編と連動して概要版を修正してほしい。	ご意見を踏まえ、必要に応じて修正しました。

※ページ番号は案のページです

武蔵野市都市計画マスタープラン2021（案）に対する

市民意見集計表

【令和3年7月27日～8月10日実施】

下線部は修正箇所

No.	案の項目			意見要旨	市の考え方（※ページは案のページ）
	大項目	中項目/分野	ページ		
113	参考資料	1_用語解説	参-5	「心のバリアフリー」の用語解説に以下の視点を追記してほしい。 ・障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解。 ・障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底。	ご意見の内容は、「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」で示されている心のバリアフリーを体现するポイントと捉えています。ここでは、心のバリアフリーという用語の解説のため、現在の記載とします。